

全身的な疾患をお持ちの患者様が来院されたら 歯科治療時**医療管理料**（医管）を算定して、 安心・安全な歯科診療を行いきましょう。

医管での全身的な疾患とは 平成30年改定で、対象疾患が追加！

高血圧性疾患、虚血性心疾患、不整脈、心不全、脳血管障害
喘息、慢性気管支炎、糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症、
副腎皮質機能不全、てんかん、慢性腎臓病（腎代謝療法を行う患者に限る）の患者、
人工呼吸器を装着している患者又は在宅酸素療法を行っている患者

2018年度
名称改定！
点数変更無し！

歯科治療時医療管理料 45点（1日につき）

上記特定疾患のある患者に対して、歯科治療時における患者様の**全身状態の変化等を把握するため、患者の血圧、脈拍、経皮的酸素飽和度を経時的に**監視し必要な医療管理を行った場合に算定する。

①
初回の問診票で、
特定疾患に該当している
ことを確認します。

②
算定時には
保険点数の説明をして
同意をいただきます。



※補足① 既に医管Ⅱを算定したら？

※現在医管Ⅱを算定している診療所は、届出を出し直す必要はありません。
※医管Ⅰに関しては、歯科疾患管理料 総合医療管理加算に改定（140点→50点）
※医管については必要な研修は設定なし

※補足② どんな治療でも算定可能？

第8部処置（区分番号 I009 から I009-4、区分番号 I010 及び I011-3 に掲げるものを除く。）、第9部手術又は第12部歯冠修復及び欠損補綴（区分番号 M001 から 区分番号 M003 までに掲げるものに限る、全身麻酔下で行うものを除く）を行うに当たって算定可能。

➡ 第8部（う蝕処置や歯周疾患処置等）
第9部（抜歯手術等）第12部（金属歯冠修復等）を含む通常行われる数多くの処置で算定可能です。

全身管理が必要なら！
セキムラ推奨設備機器！



血圧・脈拍・SPO2・心電図
バイタルセンサ S-DV
血圧・脈拍・SPO2
バイタルセンサ S-DVB

診療録への記載事項について

★ 管理内容及び患者の全身状態の要点を記載

届出に関する手続き事項について

★ 届出は各地方厚生局のホームページより申請用紙（別添2及び様式17）を取得し地方厚生局へ提出。

保険医療機関との連携が必要です

★ 緊急時に円滑な対応ができるよう別の保険医療機関との連携体制が整備されていること。
ただし、医科併設の保険医療機関では、この限りではない。

施設基準について

- ① 常勤の歯科医師が複数名
- ② 常勤の歯科医師及び常勤の歯科衛生士1名以上



2018年度 改定！
複数の歯科衛生士等による常勤換算も可能となり
常勤歯科衛生士1名 = 非常勤歯科衛生士複数名（常勤換算1名以上）でも算定可能に！

必要な設備について

- ① 経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメータ）
- ② 酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ③ 救急蘇生セット（薬剤を含む）